

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学学則（以下「学則」という。）第33条第2項に基づき、薬学部の授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 授業科目、配当年次、単位数、必修・選択・自由科目の別、時間数及び卒業要件は、学則別表1のとおりとする。なお、4年次における薬学共用試験の合格資格が有効期限内でなければ、薬局実務実習（5年次）及び病院実務実習（5年次）を履修することができない。

2 学生は、原則として施設設備の理由による支障がある場合を除き、他学部又は他学科（以下「他学科等」という。）の講義科目を履修することができる。他学科等の実験、演習、実習科目については、担当教員の判断により、教育上支障がないと認められる場合に限り履修することができる。

3 前項により修得した単位は、総合教育科目を除き、卒業の要件となる単位に算入しない。

4 前2項により他学科等の授業科目の履修を希望する学生は、担当教員の承諾を得て、指定する期日までに「他学科等科目履修申請書（履修様式第1号）」を学長に提出しなければならない。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目については、各学期当初の所定の期日までに履修登録をしなければならない。

2 履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、別に定める届出書を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

3 次に掲げる授業科目は原則として履修することができない。

- (1) 既に単位を修得した授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目
- (3) 複数開講されている同一の授業科目

(履修の制限)

第4条 学生が適切に授業科目を学修するため、履修登録できる単位数の上限を年間46単位とする。

2 前年の授業科目を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(欠席届)

第5条 病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかつた者は、欠席届（履修様式第2号）を当該科目の担当教員に提出することができる。

2 前項により提出された欠席届による成績の評価への取扱いは、当該科目の担当教員の判断によるものとする。

3 忌引きによる欠席の場合は、忌引届の提出により、次の範囲内で欠席の扱いとしない。

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 一親等（父・母・子）及び配偶者 | 連続する7日間（休日を含む） |
| 二親等（兄弟姉妹・祖父母） | 連続する3日間（休日を含む） |
| 三親等（叔（伯）父・叔（伯）母、曾祖父母、甥姪） | 1日間 |

(交通機関の不通等に伴う休講)

第6条 次の各号いずれかに該当するとき、授業は原則として休講とする。

(1) 事故、地震、積雪、ストライキ等により東戸塚キャンパスの場合はJ R東海道線又はJ R横須賀線が、横浜山手キャンパスの場合はJ R京浜東北・根岸線及び横浜高速鉄道みなとみらい線の両方が不通の時。ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。

(2) 神奈川県全域に警報(暴風、大雪、暴風雪)、特別警報(以下「警報」という。)発令時

2 前項により休講となった場合でも、東戸塚キャンパスの場合はJ R東海道線又はJ R横須賀線が、横浜山手キャンパスの場合はJ R京浜東北・根岸線及び横浜高速鉄道みなとみらい線のいずれかが復旧した場合、又は警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧(警報解除)時間	授業実施時限
6:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	1時限から実施
10:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	3時限から実施

3 第1項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

(試験)

第7条 試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。

2 定期試験は、原則として当該授業が終了する学期末に期間を定めて行う。

3 前項のほか当該授業の学期中に担当教員の判断により期間を定めず、随時に試験を行うことができる。

4 試験に代えて、論文、報告書(レポート)の提出、口述(試問)を課すことができる。

(受験資格)

第8条 次のいずれかに該当する者は、試験を受けること、試験に代わる論文、報告書(レポート)の提出、口述(試問)を受けることができない。なお、欠席、遅刻及び早退に関する取扱いは別に定める。

(1) 履修登録をしていない者

(2) 原則として、試験科目の出席時間数が授業時間数の4分の3に満たない者
実習においては、原則として全日程に満たない者

(3) 当該科目の試験時間の3分の1を超えて遅刻した者

(成績評価の基準・成績評価)

第9条 成績はシラバスに定めた基準により判定する。

2 成績評価については、学則第31条に基づき、下表のとおりとする。評点に対して、グレード・ポイント(以下「GP」という。)を設定し、不合格その他GPを「0」と算定する授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均(グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。)を算出し、総合成績評価を行う。

評価	評点	グレートポイント G P	単位の授与
秀 (S)	90点～100点	4	授与
優 (A)	80点～89点	3	
良 (B)	70点～79点	2	
可 (C)	60点～69点	1	
不可 (D)	59点以下	0	不授与
放棄 (O 1)	受験資格喪失	0	
放棄 (O 2)	定期試験受験の放棄	0	
/	評価対象外	算定しない	評価対象外

- 3 秀(S)、優(A)、良(B)及び可(C)は合格、不可(D)は不合格とする。
- 4 放棄(O 1)評価の授業科目及び放棄(O 2)評価の授業科目の登録単位数は、G P Aの登録単位数に加算する。
- 5 履修登録を指定期間内に取り消した科目は、G Pには算定せず、登録単位数はG P Aの登録単位数に加算しない。
- 6 再試験において単位を授与する場合の評価は、可(C)とする。
- 7 単位を授与されなかった科目(評価対象外含む)は、再履修することができる。

(G P A)

第9条の2 G P Aを算出する基準は次のとおりとする。

$$G P A = \frac{\text{授業科目のG P} \times \text{その授業科目の単位数}}{\text{G P A対象科目の総履修登録単位数}} \text{の総和}$$

- 2 G P Aは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標である「学期G P A」と在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標である「累積G P A」の2種類とする。
- 3 G P Aの結果は、修学指導の際の参考として、また退学勧告の基準として用いる場合がある。

(追試験)

第10条 忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験(実習のときは追実習)を受けることができる。

- 2 前項の追試験を受けようとする者は、「追試験申請書(履修様式第3号)」(追実習のときは「追実習願(履修様式第5号)」)に、疾病の場合は医師の診断書、他の場合は証明書又は理由書を添え、原則として当該科目の試験の日から所定の期日までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再試験)

第11条 定期試験及び追試験で成績が合格点に達しなかった場合は必要に応じて科目担当教員等の判断により再試験(実習のときは再実習)を行うことができる。

- 2 再試験を許可された者は、「再試験願(履修様式第4号)」(再実習のときは「再実習願(履修様式第6号)」)に、次の表に定める再試験料(実習のときは再実習料)を添えて提出しなければならない。

区分	金額
再試験料	1科目につき2,000円
再実習料	1日につき2,000円

3 再試験で合格した場合の評価は、可(C)とする。

(再履修)

第12条 第9条により、単位の不授与(不可(D)、放棄(O1)、放棄(O2))、及び評価対象外(/)とされた必修の授業科目は、再度履修(以下「再履修」という。)しなければならない。

2 再履修科目は、原則として、授業を再度受講のうえ、試験を受けなければならない。

(他大学における授業科目の履修等の認定等)

第13条 学則第34条に定める他大学等での授業科目の履修等、同第35条に定める大学以外の教育施設での学習及び同第36条に定める入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、別に定める期間内に所定の書式に成績証明書及び当該授業科目のシラバスを添えて提出し、教務委員会の審査に基づき、教授会の議を経て学長が認定するものとする。ただし、編入学のときは、湘南医療大学編入学規程第9条第3項の定めによる。

2 認定された単位(授業科目)の成績評価は行わず、成績表示は、「N」とする。

3 既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。

(進級)

第14条 次の基準を満たした者が、教授会で審査のうえ、進級することができる。なお、進級できなかった場合は原級留置となり、進級に関わる未修得科目を再度履修する必要がある。

(1) 1～3年次において次の条件を全て満たす者

ア 実習科目は配当された年次で全ての単位を修得していること

イ 実習科目を除く必修科目の未修得単位数が累積6単位以内であること

(2) 4年次において次の条件を満たす者

ア 4年次までの必修科目の単位を全て修得していること

(3) 5年次において次の条件を満たす者

ア 5年次の必修科目の単位を全て修得していること

(原級留置)

第15条 第14条により原級留置となった者は、第12条第1項に該当した科目を再履修しなければならない。

2 原級留置となった者が、前項以外の科目を履修する場合は、当該科目担当教員が確認した所定の届出書を期日までに提出し、教授会の議を経て、学長が許可した場合に履修することができる。ただし、1学年上級科目を履修する場合の上限は、前期・後期それぞれ4科目6単位以内とする。また、単位の不授与となった科目が1学年上級科目に関連している場合は、原則として履修することができない。

(不正行為)

第16条 定期試験及びこれに準じる試験において、不正行為があったと認められた場合は、当該科目を含む、その学期に履修した全科目の評価を「放棄：受験資格喪失(O1)」とし、かつ学則第48条、及び学生懲戒規程に定める処分を行う。

(卒業見込証明書の発行)

第17条 第5年次末までの修得単位数と第6年次における履修登録科目の単位数の合計が、学則別表1に定める卒業に必要な単位を満たしている者には、その者の申請に基づき卒業見込証明書を発行する。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。